

改元・10連休にかかる水道料金口座振替日の変更について

水道料金口座振替日の変更について

平素より格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

さて、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」が成立し、2019年4月27日(土)から5月6日(月)までが10連休となり、3月分(4月請求)の水道料金の口座振替日が連休明けとなります。

何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

4月	26	金	
	27	土	
	28	日	
	29	月	
	30	火	
	1	水	改元
5月	2	木	
	3	金	
	4	土	
	5	日	
	6	月	
	7	火	口座振替日(3月分)
	8	水	
	9	木	
	10	金	
	11	土	
	12	日	
	13	月	
	14	火	
	15	水	
	16	木	
	17	金	
	18	土	
	19	日	
	20	月	
	21	火	
	22	水	
	23	木	
	24	金	
	25	土	
	26	日	
27	月		
28	火	口座振替日(4月分)	
29	水		
30	木		
31	金		

水道料金口座振替日予定日

- 3月分(4月請求) 2019年5月7日(火)
- 4月分(5月請求) 2019年5月28日(火)

金融機関や水道会館の窓口で納入される方も、納入期限日は上記の日付と同一だよ!



お問い合わせ



〒910-4103 あわら市二面34-25-4  
 (電話番号) 0776-77-2349  
 (業務時間) 8時30分～17時15分  
 ※土日・祝日・年末年始を除く